論点

「公認心理師」実務重視で

石川(いしかわ) 啓(あきら)氏

日本臨床心理士養成大学院協議会会長。関西大学学長などを経て、帝塚山学院理事長。臨床心理士。80歳。

カウンセリングを通して心のケアにあたる臨床心理士を、多くの人が必要としている。4年前の東日本大震災では、被災地の学校から「宿も謝礼も用意できないが、臨床心理士に生徒たちのケアに来てもらいたい」との悲痛なメールを受け取った。

こうした緊急支援のみならず「働く意欲を失った」などと悩む人たちや、「薬だけでは良くならない」と医療機関から紹介されて来る人など多岐にわたる相談を臨床心理士は受けている。

臨床心理士は、内閣府認可の日本臨床心理士資格認定協会による認定資格となっている。養成大学院で2年間、実践的な臨床心理学を修めた上で試験を受ける。筆記試験に加え面接も行われ、適性が判断される。合格率は60%程度である。

認定開始から25年がたち、有資格者は2万8000人を超える。病院や福祉施設、学校、会社などで働き、国民の心の健康に貢献している。近年は官庁や都道府県などの自治体でも、臨床心理士の資格は心理職の採用要件となっている。

このような中、2013年4月、自民党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」総会で、「公認心理師法案要綱骨子案」が示された。曲折を経て14年6月、「公認心理師法案」が国会に提出された。衆議院解散で廃案になったが、改めて今国会での再提出の動きが出ている。

臨床心理士の国家資格化は、日本臨床心理士養成大学院協議会など関係4団体が四半世紀にわたって要望してきた。国家資格になると、医師や看護師などと同様に様々な法律に専門職として記載され、社会的評価は高まる。病院など職場での待遇が向上し、心理士を目指す人も増えるだろう。だが今回の法案には、内容にいくつかの疑問や懸念が残ることになった。

臨床心理士養成大学院の実習では、教員の個別指導を受けつつ、来談者の臨床心理面接を初回から終結まで担当する。こうして臨床の技術だけでなく、対人援助職としての態度や倫理を身につけていく。

ところが法案では、4年制大学で心理学を学んだだけでも一定の実務を積めば受験資格が得られる。臨床心理学の学習や教育的な実践経験のない人が実務に就くことを法律で認めると、心理支援の水準は大きく低下してしまう。その結果、心病む人がさらに傷つく事態が生じかねない。「実務」の部分を再考するべきだ。

相談者に主治医がいる場合、公認心理師は「その指示を受けなければならない」とされているのも問題だ。主治医との連携は大切だが、医療機関外の心理相談室での対応にまで常に主治医の「指示」を求めることは現実的ではない。相談者が主治医に気兼ねし、相談を控える恐れもある。

心理療法の専門家に対する社会的要請と認知度が高まり、専門的職業人としての職能や人間的素質にも厳しい目が向けられるようになった。社会が最も求めているのは、心理療法の専門家の質の保証だ。国家資格化にも、同様の視点で取り組んでほしい。

〒100-8055 読売新聞東京本社編集委員室 kaisetsu@yomiuri.com